

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<div data-bbox="197 395 1055 587" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法(昭和32年法律第26号)</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)</p> </div> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (省略)</p> <p>[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係] (省略)</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (省略)</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (同左)</p> <p>[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (同左)</p> <p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係] (同左)</p> <p>[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係] (同左)</p> <p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (同左)</p>

改正後	改正前
<p>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (同左)</p>
<p>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係] (省略)</p>	<p>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係] (同左)</p>
<p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係] 70の4-1~70の4-12 (省略) <u>70の4-12の2 贈与者が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い</u> 70の4-13~70の4-53 (省略) 70の4-54 <u>第14項各号に掲げる要件に準ずる要件</u> 70の4-55~70の4-80 (省略)</p>	<p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係] 70の4-1~70の4-12 (同左) (新設) 70の4-13~70の4-53 (同左) 70の4-54 <u>第12項各号に掲げる要件に準ずる要件</u> 70の4-55~70の4-80 (同左)</p>
<p>[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係] (同左)</p>
<p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係] 70の6-1~70の6-13 (省略) <u>70の6-13の2 被相続人が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため相続開始の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い</u> 70の6-14~70の6-49 (省略) 70の6-50 前条<u>第14項各号に掲げる要件に準ずる要件</u> 70の6-51~70の6-74 (省略) (削除) (削除) (削除) (削除) <u>70の6-75 (省略)</u> <u>70の6-76 (省略)</u> <u>70の6-77 (省略)</u></p>	<p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係] 70の6-1~70の6-13 (同左) (新設) 70の6-14~70の6-49 (同左) 70の6-50 前条<u>第12項各号に掲げる要件に準ずる要件</u> 70の6-51~70の6-74 (同左) <u>70の6-75 都市営農農地等を有する農業相続人</u> <u>70の6-76 特例農地等の全部を担保に提供した場合</u> <u>70の6-77 特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出</u> <u>70の6-78 都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出</u> <u>70の6-79 (同左)</u> <u>70の6-80 (同左)</u> <u>70の6-81 (同左)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>70の6-78</u> (省略)</p> <p><u>70の6-79</u> 平成17年改正前の措置法第70条の4及び平成17年改正前の措置法第70条の6 の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い</p> <p><u>70の6-80</u> (省略)</p>	<p><u>70の6-82</u> (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>70の6-83</u> (同左)</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合）</p> <p>69の4—27 相続又は遺贈により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者（以下69の5—21までにおいて「共同相続人等」という。）によって分割される前に、当該相続（以下69の4—27において「第一次相続」という。）に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したのものとして取り扱うことができる。</p> <p><u>（注）第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判（以下69の5—19までにおいて「審判等」という。）に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分（民法第900条（法定相続分）から第904条の2（寄与分）までに規定する相続分をいう。以下69の5—19までにおいて同じ。）のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに特例対象宅地等があるときは上記の取扱いができることに留意する。</u></p>	<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合）</p> <p>69の4—27 相続又は遺贈により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者（以下69の5—21までにおいて「共同相続人等」という。）によって分割される前に、当該相続（以下69の4—27において「第一次相続」という。）に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したのものとして取り扱うことができる。</p>
<p>〔措置法第69条の5（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（特定受贈同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人）</p> <p>69の5—7 （省略）</p> <p>（1） （省略）</p> <p>（2） （省略）</p> <p>（3） 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法規則第23条の2の2第11項の規定により読み替えて適用される措置法第69条の5第2項第8号イに掲げる要件を</p>	<p>〔措置法第69条の5（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（特定受贈同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人）</p> <p>69の5—7 （同左）</p> <p>（1） （同左）</p> <p>（2） （同左）</p> <p>（3） 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法規則第23条の2の2第10項後段の規定により読み替えて適用される措置法第69条の5第2項第8号イに掲げる要</p>

改正後	改正前
<p>満たす措置法第69条の5第2項第5号に規定する特定保有株式又は同項第6号に規定する特定保有出資に係る法人 (注) (省略)</p> <p>(役員である期間の意義)</p> <p>69の5—9 措置法第69条の5第2項第11号ロ(2)に規定する政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第13項に規定する役員(以下69の5—9において「役員」という。)としての地位を有しているかどうかは、役員であった期間(当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。)を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定するのであるから留意する。 (注) (省略)</p> <p>(共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の5—19 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第12号に規定する特定事業用資産(以下69の5—26までにおいて「特定事業用資産」という。)の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続(以下69の5—19において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれか(当該被相続人の親族に限る。)が死亡した場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。 (注) 第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における審判等に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに特定事業用資産があるときは上記の取扱いができることに留意する。</p>	<p>件を満たす措置法第69条の5第2項第5号に規定する特定保有株式又は同項第6号に規定する特定保有出資に係る法人 (注) (同左)</p> <p>(役員である期間の意義)</p> <p>69の5—9 措置法第69条の5第2項第11号ロ(2)に規定する政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第11項に規定する役員(以下69の5—9において「役員」という。)としての地位を有しているかどうかは、役員であった期間(当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。)を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定するのであるから留意する。 (注) (同左)</p> <p>(共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の5—19 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第12号に規定する特定事業用資産(以下69の5—26までにおいて「特定事業用資産」という。)の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続(以下69の5—19において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれか(当該被相続人の親族に限る。)が死亡した場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係〕</p> <p>（農地又は採草放牧地の意義）</p> <p>70の4—1 措置法第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの及び措置法令第40条の6第2項各号に掲げる農地以外のものをいう。</p> <p>（1）～（2） （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>（生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの）</p> <p>70の4—4 措置法第70条の4第2項第4号に規定する「生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたもの」とは、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）第5条（（買取申出書の様式））又は第6条（（買取希望の申出手続））に定める「別記様式第2「生産緑地買取申出書」」又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」」により市長（東京都の特別区の区長を含む。）に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。措置法令第40条の6第10項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>なお、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。</p> <p>（農業を営む個人等）</p> <p>70の4—6 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」とは、耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行う個人をいう。したがって、個人が耕作若しくは養畜による生産物を自家消費に充てている場合又は会社、官庁等に勤務するなど他に職を有し若しくは他に主たる事業を有している場合であつても、その耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行っている限り、その者は農業を営む個人に該当する。</p> <p>なお、同項に規定する受贈者が措置法令第40条の6第6項第3号の規定による農業経営を行う者に該当するかどうかについても、これと同様とする。</p> <p>（注） （省略）</p>	<p>〔措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係〕</p> <p>（農地又は採草放牧地の意義）</p> <p>70の4—1 措置法第70条の4第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」とは、次に掲げるもののうち同条第2項第3号に規定する「特定市街化区域農地等」に該当するもの以外のものをいう。</p> <p>（1）～（2） （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>（生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの）</p> <p>70の4—4 措置法第70条の4第2項第4号に規定する「生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定により買取りの申出がされたもの」とは、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）第5条（（買取申出書の様式））又は第6条（（買取希望の申出手続））に定める「別記様式第2「生産緑地買取申出書」」又は「別記様式第3「生産緑地買取希望申出書」」により市長（東京都の特別区の区長を含む。）に対し買取りの申出がされた農地又は採草放牧地をいう。措置法令第40条の6第8項第1号の場合においても同様とする。</p> <p>なお、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が農地又は採草放牧地の上に存する権利である場合においても同様であるから留意する。</p> <p>（農業を営む個人等）</p> <p>70の4—6 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」とは、耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行う個人をいう。したがって、個人が耕作若しくは養畜による生産物を自家消費に充てている場合又は会社、官庁等に勤務するなど他に職を有し若しくは他に主たる事業を有している場合であつても、その耕作又は養畜の行為を反復、かつ、継続的に行っている限り、その者は農業を営む個人に該当する。</p> <p>なお、同項に規定する受贈者が措置法令第40条の6第5項第3号の規定による農業経営を行う者に該当するかどうかについても、これと同様とする。</p> <p>（注） （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(従前採草放牧地の意義等)</p> <p>70の4—6の2 措置法令第40条の6第3項に規定する「従前採草放牧地」とは、次に掲げる採草放牧地をいうのであるから留意する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(従前準農地の意義等)</p> <p>70の4—6の3 措置法令第40条の6第5項に規定する「従前準農地」の意義等については、70の4—6の2(従前採草放牧地の意義等)を準用する。</p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の4—7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であつても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者(以下70の4—7において「<u>経営移譲を受けた者</u>」という。)に対して行われたものであるときは、<u>当該贈与の日前において当該贈与に係る農地の内に、経営移譲を受けた者が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第27条第3項(遊休農地に関する措置)の規定による通知を受け、かつ、同条第4項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し同条第6項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、経営移譲を受けた者がその通知に係る農地(以下70の4-12の2までにおいて「<u>経営移譲を受けた者に対する通知に係る特定遊休農地</u>」という。)について措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1)～(2) (省略)</p>	<p>(従前採草放牧地の意義等)</p> <p>70の4—6の2 措置法令第40条の6第2項に規定する「従前採草放牧地」とは、次に掲げる採草放牧地をいうのであるから留意する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(従前準農地の意義等)</p> <p>70の4—6の3 措置法令第40条の6第4項に規定する「従前準農地」の意義等については、70の4—6の2を準用する。</p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の4—7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であつても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(3年以上農業に従事していたこと)</p> <p>70の4—11 措置法令第40条の6第6項の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間には、大学、高等学校等の農業に関する学科を学んだ期間及び学生、生徒又は給与所得者等として農繁期及び休祭日等に農業に従事していた期間を含めても差し支えないものとする。</p> <p>(贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時において現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第52項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(贈与者が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与の日まで農業を営</p>	<p>(3年以上農業に従事していたこと)</p> <p>70の4—11 措置法令第40条の6第5項の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間には、大学、高等学校等の農業に関する学科を学んだ期間及び学生、生徒又は給与所得者等として農繁期及び休祭日等に農業に従事していた期間を含めても差し支えないものとする。</p> <p>(贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時において現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第47項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)</u></p> <p>70の4—12の2 70の4—7((贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い))により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合において、当該贈与者が所有する経営移譲を受けた者に対する通知に係る特定遊休農地については、同項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。</p> <p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p>70の4—14 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与について、土地所有者の承諾が得られない場合においては、当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第20条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には、その許可を受けて解約したときに限り、当該権利がはじめからなかつたものとして、措置法第70条の4第1項の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又は採</p>	<p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p>70の4—14 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与について、土地所有者の承諾が得られない場合においては、当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第20条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には、その許可を受けて解約したときに限り、当該権利がはじめからなかつたものとして、措置法第70条の4第1項の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又</p>

改正後	改正前
<p>草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利のうち措置法令第40条の6 <u>第3項</u>に規定する3分の2以上の面積となる部分を贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—19 措置法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地の措置法令第40条の6 <u>第3項</u>に規定する3分の2以上の面積となる部分及び準農地の同条 <u>第5項</u>に規定する3分の2以上の面積となる部分の贈与(以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。)に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、措置法令第40条の7 <u>第4項</u>の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得したものとみなされることから措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—20 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち措置法令第40条の6 <u>第6項</u>第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p>	<p>は採草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利のうち措置法令第40条の6 <u>第2項</u>に規定する3分の2以上の面積となる部分を贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—19 措置法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地の措置法令第40条の6 <u>第2項</u>に規定する3分の2以上の面積となる部分及び準農地の同条 <u>第4項</u>に規定する3分の2以上の面積となる部分の贈与(以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。)に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、措置法令第40条の7 <u>第3項</u>の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得したものとみなされることから措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4—20 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち措置法令第40条の6 <u>第5項</u>第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱って差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>この場合において、同条第28項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があつた時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があつた場合)</p> <p>70の4—21 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡等がなかつたものとして措置法令第40条の6第7項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額として同条第13項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもつて、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があつた日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第28項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の4第15項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があつた場合)</p> <p>70の4—22 (省略)</p> <p>(1) 買取りの申出等があつた場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等があつた農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかつたものとして措置法令第40条の6第7項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があつた農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第13項の規定に準じて計算し</p>	<p>この場合において、同条第28項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があつた時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があつた場合)</p> <p>70の4—21 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡等がなかつたものとして措置法令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもつて、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があつた日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の4第15項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があつた場合)</p> <p>70の4—22 (同左)</p> <p>(1) 買取りの申出等があつた場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等があつた農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかつたものとして措置法令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があつた農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算し</p>

改正後	改正前
<p>た金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第43項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の4第20項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4—23 特例適用農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」(以下70の4—23において「その事実が生じた日」という。)及び同条第4項、第15項又は第20項に規定する「譲渡等があった日」(以下70の4—23において「譲渡等があった日」という。)とは、次の(1)、(2)又は(3)に掲げる日とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画(以下70の4—58までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる農地又は採草放牧地の所有権の移転については、当該農用地利用集積計画に定める日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)に該当しない農地若しくは採草放牧地又は準農地の譲渡については、これらの土地の引渡しがあった日</u></p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)、(2)又は(3)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第15項又は第20項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があつ</p>	<p>た金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第39項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の4第20項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4—23 特例適用農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」(以下70の4—23において「その事実が生じた日」という。)及び同条第4項、第15項又は第20項に規定する「譲渡等があった日」(以下70の4—23において「譲渡等があった日」という。)とは、次の(1)又は(2)に掲げる日とする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>(1)に該当しない農地若しくは採草放牧地又は準農地の譲渡については、これらの土地の引渡しがあった日</u></p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)又は(2)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第15項又は第20項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があつ</p>

改正後	改正前
<p>た日とする措置法令第40条の6 <u>第28項</u>又は同条<u>第43項</u>に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 (省略)</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の4—24 措置法令第40条の6 <u>第8項</u>に規定する「使用人」には、受贈者の親族が受贈者の営む農業に従事する場合であつても、その親族は含まないことに取り扱う。</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の4—26 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6 <u>第10項</u>に規定する譲渡又は設定(以下「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の4—27 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合の同号に規定する特例適用農地等の転用から除外される措置法令第40条の6 <u>第8項</u>に規定する「その他の施設の敷地にするための転用」には、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けた準農地を措置法令第40条の6 <u>第12項</u>に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等)</p> <p>70の4—28 措置法第70条の4第1項第1号の規定による特例適用農地等の転用から除外される措置法令第40条の6 <u>第8項</u>に規定する「転用」が行われた土地は、その転用後も転用前の状態のままあるものとして特例適用農地等に含まれるのであるから</p>	<p>た日とする措置法令第40条の6 <u>第25項</u>又は同条<u>第39項</u>に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 (同左)</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の4—24 措置法令第40条の6 <u>第7項</u>に規定する「使用人」には、受贈者の親族が受贈者の営む農業に従事する場合であつても、その親族は含まないことに取り扱う。</p> <p>(譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算)</p> <p>70の4—26 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6 <u>第8項</u>に規定する譲渡又は設定(以下「収用交換等による譲渡等」という。)を含まない。</p> <p>(同左)</p> <p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の4—27 措置法第70条の4第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合の同号に規定する特例適用農地等の転用から除外される措置法令第40条の6 <u>第7項</u>に規定する「その他の施設の敷地にするための転用」には、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けた準農地を措置法令第40条の6 <u>第10項</u>に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等)</p> <p>70の4—28 措置法第70条の4第1項第1号の規定による特例適用農地等の転用から除外される措置法令第40条の6 <u>第7項</u>に規定する「転用」が行われた土地は、その転用後も転用前の状態のままあるものとして特例適用農地等に含まれるのであるから</p>

改 正 後	改 正 前
<p>留意する。</p> <p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の4—29 措置法令第40条の6第10項第2号の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となつた者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となつた者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、その常時従事者又は共同利用者に該当しなくなった時においては、措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は行わないのであるが、その後、当該100分の20を超えるかどうかの計算を要する特例適用農地等の譲渡等があつた時においては、当該譲渡等に係る特例適用農地等の面積に当該農業生産法人に対する出資又は草地利用権の設定若しくは買取りに係る土地の面積を加算して、当該100分の20の計算を行うのであるから留意する。</p> <p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p>70の4—32 措置法第70条の4第4項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」には、同項の規定による譲渡等が該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他措置法令第40条の6第8項の規定による受贈者(措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。)の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の4—33 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は措置法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかつたものとみなされたときであつても、当該交換又は換地処分は、措置法第70条の4第1項第1号又は第4項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。</p> <p>したがつて、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、</p>	<p>から留意する。</p> <p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の4—29 措置法令第40条の6第8項第2号の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となつた者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項第3号の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となつた者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合には、その常時従事者又は共同利用者に該当しなくなった時においては、措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算を要する特例適用農地等の譲渡等があつた時においては、当該譲渡等に係る特例適用農地等の面積に当該農業生産法人に対する出資又は草地利用権の設定若しくは買取りに係る土地の面積を加算して、当該100分の20の計算を行うのであるから留意する。</p> <p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p>70の4—32 措置法第70条の4第4項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」には、同項の規定による譲渡等が該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他措置法令第40条の6第7項の規定による受贈者(措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。)の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の4—33 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は措置法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかつたものとみなされたときであつても、当該交換又は換地処分は、措置法第70条の4第1項第1号又は第4項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。</p> <p>したがつて、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、</p>

改正後	改正前
<p>同条第15項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があつた日から1月以内に措置法令第40条の6 <u>第28項</u>の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>70の4—38 措置法第70条の4第6項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があつた日(当該許可があつた日後に当該権利の設定の効力が生じる場合には当該効力が生じた日をいう。以下70の4—38において同じ。)をいうのであるから留意する。ただし、この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものその他の区域内にあるものと分かれているため、その設定について農業委員会と都道府県知事との双方の許可を要するときにおいて、これらの許可があつた日が異なるときは、これらの許可があつた日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—40 措置法令第40条の6 <u>第15項</u>に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているものすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(代替取得農地等を含む。)のみをいうのであるが、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第50項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、同条第15項の使用貸借による権利の設定を行わなくても差し支えないものとして取り扱う。</p> <p>(推定相続人が3年以上農業に従事していたこと)</p> <p>70の4—42 措置法令第40条の6 <u>第14項</u>第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、70の4—11((3年以上農業に従事していたこと))と同様とする。</p>	<p>同条第15項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があつた日から1月以内に措置法令第40条の6 <u>第25項</u>の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。</p> <p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>70の4—38 措置法第70条の4第6項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があつた日をいうものとして取り扱う。この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものその他の区域内にあるものと分かれているため、その設定について農業委員会と都道府県知事との双方の許可を要するときにおいて、これらの許可があつた日が異なるときは、これらの許可があつた日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—40 措置法令第40条の6 <u>第13項</u>に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているものすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(代替取得農地等を含む。)のみをいう。したがって、当該受贈者が有する農地等であつても特例適用農地等以外のもの、及び特例適用農地等であつても措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。</p> <p>(推定相続人が3年以上農業に従事していたこと)</p> <p>70の4—42 措置法令第40条の6 <u>第12項</u>第2号の規定による3年以上農業に従事していたかどうかを判定する場合の3年以上の期間については、70の4—11((3年以上農業に従事していたこと))と同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の4—45 措置法令第40条の6第17項第1号に規定する措置法第70条の4第1項第1号の読替規定中「<u>第六項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅</u>」は、同条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、同条第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているものであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、同条第7項第1号に規定する被設定者（以下70の4—55までにおいて「被設定者」という。）がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の4—45 措置法令第40条の6第15項第1号に規定する措置法第70条の4第1項第1号の読替規定中「<u>当該権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅</u>」は、同条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、同条第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているものであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、同条第7項第1号に規定する被設定者（以下70の4—55までにおいて「被設定者」という。）がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4—47 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第28項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p>	<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4—47 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第25項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4—48 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第5項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込み</p>	<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4—48 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第5項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込み</p>

改正後	改正前
<p>であるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第43項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p> <p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の4—49 受贈者が70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は70の4—48((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により措置法令第40条の6第28項又は第43項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第21項又は第28項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(被設定者による転用)</p> <p>70の4—50 被設定者がその使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等の転用をした場合には、措置法令第40条の6第17項第4号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされるのであるが、当該転用が、当該被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用である場合には、同条第8項に規定する転用に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>であるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第39項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかったものとして取り扱う。</p> <p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の4—49 受贈者が70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合))又は70の4—48((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合))により措置法令第40条の6第25項又は第39項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第21項又は第28項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(被設定者による転用)</p> <p>70の4—50 被設定者がその使用貸借による権利の設定を受けた特例適用農地等の転用をした場合には、措置法令第40条の6第15項第4号の規定により受贈者が当該転用をしたものとみなされるのであるが、当該転用が、当該被設定者の耕作若しくは養畜の事業に係る施設又はこれらの事業に従事する使用人の宿舍の敷地にするための転用である場合には、同条第7項に規定する転用に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p> <p>70の4—51 (省略)</p> <p>(注) 被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、措置法令第40条の6第17項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>(他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の4—52 措置法令第40条の6第17項第2号に規定する「他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p> <p>(他の推定相続人等に該当することを証する書類)</p> <p>70の4—53 (省略)</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第17項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が同号の死亡した推定相続人の相続人である場合 相続人の戸籍抄本</p> <p>(2) 受贈者から措置法令第40条の6第17項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が当該受贈者の他の推定相続人である場合 イ～ロ (省略)</p> <p>(第14項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の4—54 措置法令第40条の6第17項第2号に規定する「第14項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうこととなるのであるから留意する。</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第17項第2号に規定する使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—56 措置法第70条の4第8項の規定により貸し付けることができる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の6第50項各号に規定する農地等又は敷地若しくは用地及び措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われているもの以外のものをいうのであるから留意する。</p>	<p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p> <p>70の4—51 (同左)</p> <p>(注) 被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、措置法令第40条の6第15項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>(他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の4—52 措置法令第40条の6第15項第2号に規定する「他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p> <p>(他の推定相続人等に該当することを証する書類)</p> <p>70の4—53 (同左)</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第15項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が同号の死亡した推定相続人の相続人である場合 相続人の戸籍抄本</p> <p>(2) 受贈者から措置法令第40条の6第15項第2号の使用貸借による権利の設定を受けた者が当該受贈者の他の推定相続人である場合 イ～ロ (同左)</p> <p>(第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の4—54 措置法令第40条の6第15項第2号に規定する「第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」とは、次に掲げる要件をいうこととなるのであるから留意する。</p> <p>(1) 受贈者から措置法令第40条の6第15項第2号に規定する使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4—56 措置法第70条の4第8項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借</p>

改正後	改正前
<p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)</p> <p>70の4—57 措置法第70条の4第9項に規定する届出書(以下70の4—66までにおいて「借換届出書」という。)は、農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4—65までにおいて「賃借権等」という。)の設定に基づき貸し付けた措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間(始期及び終期)が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>なお、二以上の農用地利用集積計画によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの農用地利用集積計画ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の4—58 措置法令第40条の6第20項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第22項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p> <p>70の4—65 (省略)</p> <p>(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の6第26項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。</p>	<p>による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)</p> <p>70の4—57 措置法第70条の4第9項に規定する届出書(以下70の4—66までにおいて「借換届出書」という。)は、<u>農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第20条に規定する農用地利用集積計画</u>(以下70の4—58までにおいて「<u>農用地利用集積計画</u>」という。)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4—65までにおいて「賃借権等」という。)の設定に基づき貸し付けた措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間(始期及び終期)が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>なお、二以上の農用地利用集積計画によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの農用地利用集積計画ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の4—58 措置法令第40条の6第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、農用地利用集積計画に定める日をいうのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p> <p>70の4—65 (同左)</p> <p>(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の6第24項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)</p> <p>70の4—66 (省略)</p> <p>(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出した場合であっても、継続届出書の提出期限は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の4—72 措置法第70条の4第22項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—73 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等(以下70の4—79までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4—78までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの(受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>70の4—77 措置法第70条の4第17項に規定する届出書は、同条第16項の承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p>	<p>(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)</p> <p>70の4—66 (同左)</p> <p>(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出した場合であっても、継続届出書の提出期限は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して<u>毎</u>1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(継続届出書の提出期間)</p> <p>70の4—72 措置法第70条の4第22項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して<u>毎</u>3年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4—73 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等(以下70の4—79までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4—78までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの(受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p> <p>70の4—77 措置法第70条の4第17項に規定する届出書は、同条第16項の承認を受けた日の翌日から起算して<u>毎</u>1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4—78 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4—79までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第18項に規定する特定推定相続人の農業の用。以下70の4—78において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4第16項第2号の規定の適用はないのであるから留意する。</p>	<p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4—78 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4—79までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が措置法第70条の4第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第16項に規定する特定推定相続人の農業の用。以下70の4—78において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4第16項第2号の規定の適用はないのであるから留意する。</p>
<p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p> <p>70の4—79 措置法第70条の4第17項に規定する届出書、措置法令第40条の6第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の4第28項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第39項に規定する届出書又は同条第41項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。</p>	<p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p> <p>70の4—79 措置法第70条の4第17項に規定する届出書、措置法令第40条の6第33項に規定する届出書又は同条第35項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の4第28項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。</p>
<p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の4—80 措置法令第40条の6第52項に規定する「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の同項に定め</p>	<p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の4—80 措置法令第40条の6第47項に規定する「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の同項に定め</p>

改正後	改正前
<p>る贈与の日における当該農地等としての価額をいうのであるから留意する。</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例）関係〕</p> <p>（当該農地等）</p> <p>70の5—2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置法令第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕</p> <p>（農地又は採草放牧地の意義）</p> <p>70の6—1 措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる「農地」又は「採草放牧地」の意義については、70の4—1（農地又は採草放牧地の意義）を準用する。この場合において、<u>同通達中、「措置法令第40条の6第2項各号に掲げる農地」とあるのは、「措置法令第40条の7第3項各号に掲げる農地」と読み替えて適用する。</u></p> <p>（措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの）</p> <p>70の6—2 （省略）</p> <p>（1） 措置法令第40条の6第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>（2） 措置法令第40条の6第50項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>（3） （省略）</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 （省略）</p> <p>（1） 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受</p>	<p>る贈与の日における当該農地等としての価額をいうのであるから留意する。</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例）関係〕</p> <p>（当該農地等）</p> <p>70の5—2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>〔措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予等）関係〕</p> <p>（農地又は採草放牧地の意義）</p> <p>70の6—1 措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる「農地」又は「採草放牧地」の意義については、70の4—1（農地又は採草放牧地の意義）と同様とする。</p> <p>（措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの）</p> <p>70の6—2 （同左）</p> <p>（1） 措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>（2） 措置法令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>（3） （同左）</p> <p>（農業を営んでいた個人の範囲）</p> <p>70の6—5 （同左）</p> <p>（1） 昭和50年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受</p>

改正後	改正前
<p>贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成7年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成14年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成15年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成17年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</u></u></p> <p>(2) 措置法令第40条の7第4項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の6—6 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、措置法令第40条の7第1項に規定する者をいうのであるが、同項</p>	<p>贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納期限延長の適用を受けていた場合における当該贈与者、平成3年改正前の措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成7年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者の贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第7号）による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者<u>及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成14年改正前の措置法」という。）第70条の4第1項に規定する農地等の贈与に係る受贈者が贈与者の死亡の時まで同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合における当該贈与者</u></p> <p>(2) 措置法令第40条の7第3項の規定の適用を受ける農地等の贈与に係る贈与者</p> <p>(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の6—6 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、措置法令第40条の7第1項に規定する者をいうのであるが、同項</p>

改正後	改正前
<p>第1号に規定する「その生前において有していた法第70条の6第1項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、<u>当該死亡の直前に、当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合において、当該被相続人が所有する農地の内に、当該親族が農業経営基盤強化促進法第27条第3項の規定による通知を受け、かつ、同条第4項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地があるとき又は経営移譲を受けた者に対し同条第6項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地があるときにおいて、当該親族が当該通知に係る農地（以下70の6-13の2までにおいて「当該親族に対する通知に係る特定遊休農地」という。）について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けようとする場合を除き、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(注) 被相続人とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項に掲げる事由に該当するときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(住居又は生計を異にする未成年者)</p> <p>70の6—10 70の6—8((農業経営を行う者))の後段及び70の6—9((未成年者に係る農業の廃止))の(3)の適用に当たっては、未成年者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項に掲げる事由に該当するときは、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱う。</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—13 (省略)</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p>	<p>第1号に規定する「その生前において有していた法第70条の6第1項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(注) 被相続人とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項(<u>(世帯員の定義)</u>)に掲げる事由に該当するときは、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(住居又は生計を異にする未成年者)</p> <p>70の6—10 70の6—8((農業経営を行う者))の後段及び70の6—9((未成年者に係る農業の廃止))の(3)の適用に当たっては、未成年者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項(<u>(世帯員の定義)</u>)に掲げる事由に該当するときは、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱う。</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—13 (同左)</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p>

改正後	改正前
<p>当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限（以下70の6—40までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。）までに措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権（以下70の6—13において「賃借権等」という。）が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに同項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の7第54項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同条第37項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。）</p> <p>(5) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の6第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の（6）において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第16項に規定する一時的道路用地の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>措置法令第40条の6第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限（以下70の6—78までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。）までに措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権（以下70の6—13において「賃借権等」という。）が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の7第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同条第34項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。）</p> <p>(5) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の（6）において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第16項に規定する一時的道路用地の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(被相続人が特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため相続開始の日まで農業を営んでいない場合の農業の用に供している農地の取扱い)</p> <p>70の6—13の2 70の6—6((被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い))により被相続人を措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合において、当該被相続人が所有する当該親族に対する通知に係る特定遊休農地については、同項に規定する「農地」には含まれないものとして取り扱う。</p> <p>(第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の6—20 措置法令第40条の7第7項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによるのであるから留意する。 (1)～(4) (省略)</p> <p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があつた場合)</p> <p>70の6—21 (省略)</p> <p>(1) 農業相続人の有する採草放牧地の面積のうち当該採草放牧地及び措置法令第40条の6第3項に規定する従前採草放牧地の面積の合計の3分の1未満の面積のもの並びに農業相続人の有する準農地の面積のうち当該準農地及び同条第5項に規定する従前準農地の面積の合計の3分の1未満の面積を残す農地等の贈与があつた場合で、贈与されなかつた採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法令第40条の7第54項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があつたとき</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかつた特例農地等、措置法令第40条の7第54項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規</p>	<p>(新設)</p> <p>(第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</p> <p>70の6—20 措置法令第40条の7第6項の規定による第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用要件については、次に掲げるところによるのであるから留意する。 (1)～(4) (同左)</p> <p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があつた場合)</p> <p>70の6—21 (同左)</p> <p>(1) 農業相続人の有する採草放牧地の面積のうち当該採草放牧地及び措置法令第40条の6第2項に規定する従前採草放牧地の面積の合計の3分の1未満の面積のもの並びに農業相続人の有する準農地の面積のうち当該準農地及び同条第4項に規定する従前準農地の面積の合計の3分の1未満の面積を残す農地等の贈与があつた場合で、贈与されなかつた採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法令第40条の7第50項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があつたとき</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかつた特例農地等、措置法令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規</p>

改正後	改正前
<p>定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額（当該相続税の額に係る利子税の額を含む。）は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになるのであるから留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p>70の6—22 相続又は遺贈により農地等を取得した措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等（以下「譲渡等」という。）をしている場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があつた日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第28項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第19項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があつた場合)</p> <p>70の6—23 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等（以下「買取りの申出等」という。）があつた場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第45項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の6第26項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の6—25 措置法令第40条の7第8項に規定する「使用人」については、70の4—24((使用人の範囲))を準用する。</p>	<p>定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額（当該相続税の額に係る利子税の額を含む。）は、その贈与があつた日から2月を経過する日までに納付することになるのであるから留意する。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合)</p> <p>70の6—22 相続又は遺贈により農地等を取得した措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出前に当該農地等につき同項第1号に規定する譲渡等（以下「譲渡等」という。）をしている場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもって、当該相続税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があつた日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の6第19項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があつた場合)</p> <p>70の6—23 相続又は遺贈により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が、同項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の相続税の申告書を提出する前に同条第8項に規定する買取りの申出等（以下「買取りの申出等」という。）があつた場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の7第41項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の6第26項の規定の適用が受けられるものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(使用人の範囲)</p> <p>70の6—25 措置法令第40条の7第7項に規定する「使用人」については、70の4—24((使用人の範囲))を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の6—28 措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第8項に規定する「その他の施設」については、70の4—27((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。</p>	<p>(100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設)</p> <p>70の6—28 措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算をする場合における同号に規定する特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第7項に規定する「その他の施設」については、70の4—27((100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設))を準用する。</p>
<p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)</p> <p>70の6—29 措置法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第8項に規定する「転用」が行われた土地(70の6—28により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、70の4—28((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。</p>	<p>(100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等)</p> <p>70の6—29 措置法第70条の6第1項第1号の規定による特例農地等の転用から除外される措置法令第40条の7第7項に規定する「転用」が行われた土地(70の6—28により同項に規定する施設に含むものとして取り扱う施設の敷地を含む。)については、70の4—28((100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等))を準用する。</p>
<p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の6—30 措置法令第40条の7第10項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となつた者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となつた者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、70の4—29((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p>	<p>(農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算)</p> <p>70の6—30 措置法令第40条の7第8項の規定に該当する農業生産法人の常時従事者となつた者がその後当該法人の常時従事者に該当しなくなった場合、又は同項の規定に該当する草地利用権に係る土地の共同利用者となつた者がその後当該土地の共同利用者に該当しなくなった場合における当該出資又は草地利用権に係る土地についての措置法第70条の6第1項第1号に規定する100分の20の計算については、70の4—29((農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算))を準用する。</p>
<p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があつた場合)</p> <p>70の6—31 措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第10項に規定する譲渡又は設定があつた場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る措置法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、70の4—30((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があつた場合))を準用する。</p>	<p>(100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があつた場合)</p> <p>70の6—31 措置法第70条の6第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の7第8項に規定する譲渡又は設定があつた場合における当該譲渡又は設定に係る特例農地等に係る措置法第70条の6第1項第1号又は第7項の規定の適用については、70の4—30((100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があつた場合))を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6—38 (省略)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)につき課せられた相続税額(相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、当該課せられた贈与税の税額(相続税法第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)を控除した後の金額をいい、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第34項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)</p> <p>(以下省略)</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6—39 措置法第70条の6第31項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、70の4—36((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))を準用する。</p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の6—42 措置法令第40条の7第18項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第6項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4—45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> <p>(農業相続人の他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の6—49 措置法令第40条の7第18項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p>	<p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6—38 (同左)</p> <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)につき課せられた相続税額(相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、当該課せられた贈与税の税額(相続税法第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)を控除した後の金額をいい、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)</p> <p>(同左)</p> <p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の6—39 措置法第70条の6第32項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合については、70の4—36((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))を準用する。</p> <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の6—42 措置法令第40条の7第16項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第6項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4—45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> <p>(農業相続人の他の推定相続人の範囲)</p> <p>70の6—49 措置法令第40条の7第16項第2号に規定する「農業相続人の他の推定相続人」については、70の4—9((推定相続人の範囲))を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(前条第14項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の6—50 措置法令第40条の7第18項第2号に規定する「前条第14項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54((第14項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—52 措置法第70条の6第10項の規定により貸し付けることのできる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地については、70の4—56((貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地))を準用する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の6—54 措置法令第40条の7第20項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第22項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、70の4—58((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6—66 措置法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等(以下70の6—73までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6—72までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条の7第54項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の6—72 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6—73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が措置法第70条の6第9</p>	<p>(前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件)</p> <p>70の6—50 措置法令第40条の7第16項第2号に規定する「前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件」については、70の4—54((第12項各号に掲げる要件に準ずる要件))と同様とする。</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6—52 措置法第70条の6第10項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」については、70の4—56((貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地))を準用する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の6—54 措置法令第40条の7第18項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第20項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」については、70の4—58((賃借権等の設定の日))を準用する。</p> <p>(一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲)</p> <p>70の6—66 措置法第70条の6第20項に規定する一時的道路用地等(以下70の6—73までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の6—72までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例農地等には、同条第10項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の6第9項の規定の適用を受ける特例農地等(農業相続人が一時的道路用地等の用に供するために当該特例農地等に係る使用貸借による権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の6—72 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の6—73までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を自己の農業の用(当該農業相続人が措置法第70条の6第9</p>

改正後	改正前
<p>項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第18項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4—78((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p>	<p>項の規定の適用を受ける特例農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例農地等に係る措置法令第40条の7第16項第5号に規定する特定推定相続人の農業の用)に供しなければならないのであるが、この場合のその特例農地等の利用状況については、70の4—78((貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途))を準用する。</p>
<p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—73 措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第39項に規定する届出書又は同条第41項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の6第34項第1号の規定により同条第1項に規定する相続税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第23項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないのであるから留意する。</p>	<p>(貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合)</p> <p>70の6—73 措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の6第35項第1号の規定により同条第1項に規定する相続税が免除された場合において、同項に規定する当該農業相続人の相続人が当該特例農地等について同条第23項の規定の適用を受けるときを除き、その提出を要しないのであるから留意する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(都市営農農地等を有する農業相続人)</p> <p>70の6—75 措置法第70条の6第28項に規定する「都市営農農地等を有する農業相続人」及び同条第31項に規定する「都市営農農地等を有する者」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等のうちに措置法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等を有している農業相続人をいい、当初都市営農農地等を有していた者で、その後、都市営農農地等につき譲渡等又は買取りの申出等があったことにより現に都市営農農地等を有しなくなった者はこれらに含まれないが、当初都市営農農地等を有していなかった者で、その後、措置法第70条の6第19項又は第26項の規定の適用を受けたことにより現に都市営農農地等を有することとなった者はこれらに含まれるのであるから留意する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(特例農地等の全部を担保に提供した場合)</p> <p>70の6—76 措置法第70条の6第31項に規定する「現にその適用を受ける特例農地等の全部を担保に提供した場合」とは、現に納税猶予の適用を受けている農地等の全部が担保として提供されている場合(以下70の6—76において「全部担保」という。)をいい、当初特例農地の全部が担保に供されていたもので、その後特例農地等の一部につき譲渡等があり当該譲渡等に対応する相続税の額及びこれに対する利子税の額</p>

改正後	改正前
(削除)	<p>を納付したことにより担保の一部が解除されたものであっても、譲渡等がなかった特例農地等で現に納税猶予の適用を受けているものの全部が担保として提供されている場合には、全部担保に該当する。</p> <p>なお、特例農地等の全部が担保に提供されている場合であれば、その農地等について納税猶予税額に優先する抵当権等が設定されている場合であっても、この項の適用があるのであるから留意する。</p> <p>(注) 特例農地等のうちに、賃借権等国税の担保として提供することができない財産が含まれている場合には、特例農地等の全部を担保として提供できないから、同項の規定の適用は受けられないこととなる(国税通則法第50条参照)。</p> <p>(特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6—77 措置法第70条の6第31項の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者が、当該特例農地等の全部又は一部につき担保の提供を取りやめた場合には、その者は、その取りやめた日後、同条第28項の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その取りやめた日の翌日から起算するのではなく、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。</p>
(削除)	<p>(都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出)</p> <p>70の6—78 措置法第70条の6第31項の規定により特例農地等の全部を担保として提供した者で、かつ、当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有していなかった者が、その後、措置法第70条の6第19項又は第26項の規定の適用を受けたことにより、現に都市営農農地等を有することとなった場合には、その者は、その有することとなった日後、同条第31項の届出書の規定により届出書の提出を要することとなるのであるが、この場合における当該届出書の提出期限は、その有することとなった日の翌日から起算するのではなく、70の6—77((特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出))の場合と同様、当該特例農地等の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日となるのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)</p>	<p>(昭和50年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い)</p>
<p><u>70の6—75</u> (省略)</p>	<p><u>70の6—79</u> (同左)</p>
<p>(平成3年改正前の措置法第70条の4及び平成3年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p>	<p>(平成3年改正前の措置法第70条の4及び平成3年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p>
<p><u>70の6—76</u> (省略)</p>	<p><u>70の6—80</u> (同左)</p>
<p>(平成7年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)</p>	<p>(平成7年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)</p>
<p><u>70の6—77</u> 平成7年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)の附則第36条第1項、第2項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成7年5月11日付課資2—108ほか一課共同「「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」通達の一部改正について」通達による改正前の「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」通達の1((農地又は採草放牧地の意義))から39の2((都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出))の取扱いの例による。</p>	<p><u>70の6—81</u> 平成7年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものに係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)の附則第36条第1項、第2項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成7年5月11日付課資2—108ほか一課共同「「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」通達の一部改正について」通達による改正前の「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」通達の1((農地又は採草放牧地の意義))から39の2((都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出))の取扱いの例による。</p>
<p>(平成14年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)</p>	<p>(平成14年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い)</p>
<p><u>70の6—78</u> (省略)</p>	<p><u>70の6—82</u> (同左)</p>
<p>(平成17年改正前の措置法第70条の4及び平成17年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の6—79</u> 平成17年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び平成17年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)の附則第55条第2項及び第17項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成17年6月9日付課資2—7ほか2課共同「「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」等の一部改正に</p>	

改正後	改正前
<p><u>ついて</u> 通達による改正前の「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」通達の70の4-1（農地又は採草放牧地の意義）から70の6-78（都市営農農地等を有することとなった場合の継続届出書の提出）の取扱いの例による。</p> <p>（既往通達の廃止） <u>70の6-80</u> （省略）</p>	<p>（既往通達の廃止） <u>70の6-83</u> （同左）</p>